

千葉県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年4月30日

千葉県監査委員	大木正人
同	宮原清貴
同	森山和博
同	三須和夫

02千総業第23号
令和2年4月20日

千葉市監査委員 大木 正人 様
同 宮原 清貴 様
同 森山 和博 様
同 三須 和夫 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

2. 千葉市桜木園について

(6) 被服管理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 貸与品の返納及び廃棄処分について【千葉市桜木園】（報告書 P113）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>貸与期間に満たない中途退職等の場合、貸与品の返納が行われ、千葉市桜木園にて廃棄処分を行っているが、被服貸与簿（貸与品管理台帳及び貸与品個人台帳）への記載が行われていない。また、貸与期間が経過した場合、貸与品の返納は行われておらず、千葉市桜木園園長の承認がないにも拘らず、被貸与者自らが廃棄処分を行っている。</p> <p>また、千葉市桜木園では、経費節減のため、貸与期間の経過後も使用可能な貸与品については、継続使用するように被貸与者に協力依頼し、新たな貸与に対する辞退は職員の申し出によっている。しかし、貸与期間の経過時における新たな貸与の辞退について、被服貸与簿への記載が行われていない。</p> <p>【結果】</p> <p>被服貸与規程に従い、貸与の状況を被服貸与簿に適時かつ正確に記録することを実施されたい。また、被貸与者自らが廃棄処分を行う場合には、被服貸与簿に園長の承認の証跡を残すことを実施されたい。</p>	<p>平成30年4月1日付被服貸与規程の一部改正において、貸与品個人台帳等の様式変更を行い、貸与期間の延長と貸与品の廃棄日について記載する欄を設けるとともに、廃棄処分の場合は、貸与者（園長）の確認印を残す運用を行うこととした。</p>

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3-3 外部監査の結果：各論

I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

5. 千葉市療育センターについて (4) 業務の外部委託について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 予定価格の設定について【療育センター】 (P185)</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>経理規程第70条4項は、随意契約によるうとするときは、事前に予定価格を定めることを求めている。しかし、平成27年度の千葉市療育センターにおける随意契約については、前事業年度の契約額を基礎とした見積書を、随意契約の決裁伺書の作成時点で入手し、当該金額をそのまま予定価格としている。</p> <p>また、給食業務については、見積書の内訳として時間単価、工数の積算表を随意契約予定事業者から入手しているが、清掃・設備管理業務及び自動車運行業務については詳細な積算表を入手していない。ただし、自動車運行管理業務については、見積書上「月単価×12か月」という概算での積算表は入手している。そのため、予算策定時及び契約時において、契約金額についての経済性の検証や価格交渉を実施することができない状況である。</p> <p>【結果①】</p> <p>外部委託を実施する際には、機械的に前年度の契約額を予定価格とするのではなく、他社見積り、他の千葉市社会福祉事業団における契約の価格水準、人件費の単価の変動、履行の難易度の変化、業務経験による効率性の向上等を考慮し、独自に実施した積算書に基づいて予定価格を設定されたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>また、随意契約を締結する際には、独自に決定した予定価格及び積算書と契約業者から入手した見積書及び積算書を比較し、経済性の検証や価格交渉を実施されたい。</p>	<p>【結果①について】</p> <p>予定価格の積算については、平成30年1月29日に、事務局長が各施設長宛に通知「適正な入札・契約の執行について」を発出し、業務内容に見合った適切な積算内訳書を作成し、適正な価格を設定するよう周知徹底し、これに基づき、独自に見積もった積算書に基づいて予定価格を設定している。</p> <p>【結果②について】</p> <p>随意契約を締結する際には、独自に決定した予定価格及び積算書と契約業者から入手した見積書及び積算書を比較し、経済性の検証及び見積金額の妥当性の検証を実施している。</p>

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3-3 外部監査の結果：各論

I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

5. 千葉市療育センターについて (4) 業務の外部委託について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 随意契約に係る合理的理由について【療育センター】（報告書 P186）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>委託費の入札・契約については、平成24年度以降（平成23年度中に準備行為として入札を行うものを含む）に執行されるものに関して、「入札及び契約の執行について（通知）」（平成23年11月1日 事業団事務局長）（93～94頁を参照）に基づき、入札による契約締結した年度以降最長4年間については随意契約が可能としている。</p> <p>千葉市療育センターにおける清掃・設備管理業務、給食業務及び自動車運行管理業務においては、いずれも平成25年度の競争入札により業務委託契約を締結している。その後の事業年度については、業務の履行状況も良好であり、事業の安定性、継続性等の合理的な理由が成り立つ契約であるとして、予算措置額を超えない範囲での随意契約を締結している。なお、随意契約となる平成26年度及び平成27年度については、清掃・設備管理業務及び給食業務については、仕様的大幅な変更がなかったことから、平成25年度に締結した競争入札による契約額と同額であり、自動車運行管理業務については、平成27年度に福祉バスのリフト点検業務が追加された分のみ契約額が増額されている。</p> <p>「入札・契約について（通知）」によれば、随意契約を締結するにあたって充足すべき①から⑤の要件のうち、②及び③については書類記載上の要件、④については③の記載事項を競争入札説明会において説明していることが要件である。また、⑤については一般競争入札または希望型指名競争入札を採用していることが要件であるため、千葉市療育センターにおける委託業務契約において問題となることはない。つまり、これら5つの要件のうち、②から⑤までの要件は形式的な要件であ</p>	<p>本業務に係る随意契約を実施する際には、決裁伺書に、前年度の業務の履行状況を具体的に記載した履行状況評価表を添付した。</p>

り、①の「事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つこと」との記載が、随意契約の締結時に唯一考慮すべき実質的な要件となっている。

ここで、千葉市療育センターの平成 27 年度における随意契約の締結に関する決裁何書には、清掃・設備管理業務、給食業務、自動車運行管理業務いずれの事業についても「平成 26 年度における業務委託契約履行上も特に問題は見あたらなかったため」との記載があるが、「入札・契約について（通知）」で定められた「事業の安定性、継続性等の合理的理由」を客観的、具体的かつ詳細に記載しておらず、引き続き前事業年度と同一の委託業者と随意契約を締結することの合理的な理由が示されていない。

【結果】

「入札・契約について（通知）」に基づく随意契約を締結する際には、清掃・設備管理業務、給食業務及び自動車運行管理業務について、業務実施者の熟練度の向上や業務の効率化等の視点に基づき、前事業年度と同一の委託業者と契約を締結することの合理性を、それぞれの業務の特性を考慮した上で具体的かつ詳細に記載することを検討されたい。